

出雲空港有害鳥類防除等業務委託仕様書

1 概説

(1) 目的

本仕様書は、航空機と鳥類の衝突による航空機災害を未然に防止するため空港有害鳥類防除等業務（以下「防除業務」という。）に必要な事項を定める。

(2) 業務場所

出雲空港制限区域内

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 一般事項

(1) 用語の定義

ア 「防除業務」とは、鳥類の威嚇及び捕獲を行うことにより、航空機と鳥類の衝突を防止するための一切の作業及びこれに付随する事務をいう。

イ 「威嚇」とは、鳥類を脅し、追い払いを行う作業をいう。

ウ 「捕獲」とは、鳥類の殺傷を行う作業をいう。

エ 「現場責任者」とは、請負者が防除業務を遂行する上での防除計画の作成、変更等に関し、監督職員との連絡調整等を行うために請負者の責任者として業務履行場所に配置する者をいう。

オ 「防除作業員」とは、請負者が防除業務を実施するため、業務履行場所に配置する者をいう。

カ 「監督職員」とは、防除業務を監督する者をいう。

キ 「検査職員」とは、防除業務の検査を主管する者をいう。

(2) 関係法令等

本防除業務の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守するものとする。

ア 鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

ウ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

エ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

オ 航空法（昭和27年法律第231号）

カ 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）

キ 航空保安業務処理規程

ク 制限区域安全管理規定

ケ その他関係法令及び関係規則

(3) 施設破損の禁止

請負者は、防除業務の実施にあたり、請負者の過失、その他請負者の責に帰すべき事由により発注者の施設、設備又は発注者が貸与する物品等、その他、空港内に存する施設、設備又は、周辺の民家に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに、責任をもって復旧するものとする。

(4) 人為事故

請負者は、防除業務の実施にあたり、周辺住民、漁師、釣人等との間で人為事故が発生した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、責任をもって対応するものとする。

(5) 目的外使用の禁止

請負者は、防除業務の実施にあたり、発注者の施設又は発注者が貸与する物品等を目的外に使用してはならない。

(6) 些細事項

請負者は、防除業務の実施にあたり、本仕様書に規定されていない些細な事項のうち、業務上当然必要となる事項について、監督職員の指示により請負者の責任において実施するものとする。

(7) 身分証明書の携帯等

請負者は、作業員等の身分を明確にするため、作業員等に制服又は社章を着用させるとともに、常時身分証明書を携帯させるものとする。

(8) 疑義の解釈

請負者は、防除業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(9) 秘密の保持

請負者は、業務上知り得る秘密を漏らすことのないよう、就業規則により定めていること。

(10) 安全管理

ア 請負者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅延なく作業員等に周知し安全を図ること。

イ 請負者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅延なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置を行い、また状況調査や原因究明に努め再発防止策を実施すること。

ウ 請負者は、防除業務においてヒヤリ・ハット等の不安全の要因となる個所や

状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。

(11) 立入申請

本作業は、空港制限区域内にて作業を実施するため、請負者は空港制限区域内への立ち入り等について、制限区域安全管理規定に基づき所定の手続きを行うこと。

3 防除業務実施要領

(1) 防除業務の内容

ア 防除業務の種類

(ア) 鳥類の威嚇及び捕獲

請負者は、十分な防除効果が発揮されるよう防除機器及び材料の使用等について検討を行い、鳥類の威嚇及び捕獲を行うものとする。

なお、鳥類の捕獲は航空機への衝突の危険性が高い場所等必要最小限にとどめ、捕獲を行う鳥種及び羽数について鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく許可を得ること。申請内容については、監督職員と調整し、速やかに許可手続きを行うこと。使用する防除機器は、銃、実弾、空砲、鳥獣駆逐用煙火、スターターピストルとする。

(イ) 落鳥の報告・回収処分

捕獲及び航空機衝突により、場内に落ちた鳥については管理事務所に報告し、事務所職員の指示により回収作業及び処分を行う。

イ 防除業務等の実施方法

現場責任者を含む作業員（以下「作業員等」という。）は、巡回経路を車両により定期的に巡回し、次の各項により防除業務を実施するものとする。

(ア) 巡回時間は鳥衝突件数、定期便の離着陸を勘案して防除効果の最も効果的な時間帯に滑走路等に進入しパトロール（以下、「バードパトロール」という。）を行うこと。

(イ) 作業員等は管理事務所職員又は航空管制運航情報官（以下、「運航情報官」という。）から臨時の要請（以下、「バードスweep」という。）があった場合は、その要請に応じて、防除業務を実施するものとする。

(ウ) 場内巡視点検業務（以下、「場内点検」という。）については、航空機の離発着の合間を活用し、車両による場周道の点検を行う。

(エ) 2名体制における防除業務は、銃器を使用した威嚇及び捕獲、及び煙火等による威嚇とし、落鳥の回収処分・種類特定等を行うものとする。なお、銃器の使用は所長が決定した時間内のみとする。

(オ) 1名体制における防除業務を行う際は、銃器を使用しない煙火等による威嚇とし、落鳥の回収処分・種類特定等を行うものとする。

(2) 防除業務の安全管理

- ア 作業員等は、銃、実包、空砲及び鳥獣駆逐用煙火の使用及び保管管理に際しては、関係法令に定めるところにより、適切に実施を行うこと。
- イ 作業員等は、防除業務の開始の都度、事前に防除機器の機能点検を行い、異常の有無を確認するものとする。
- ウ 作業員等は、防除機器の使用に当たり、人、航空機、空港施設及び空港周辺の安全確認を行い、事故、火災及び騒音防止等に万全を期するものとする。
- エ 作業員等は、空港制限区域内での車両運転に際しては、制限区域安全管理規定を遵守するものとする。また、着陸帯内へ立ち入る場合は、運航情報官または航空管制官の指示に従うものとする。
- オ 作業員等は、年に1回煙火消費保安講習を受講しなければならない。

(3) 防除業務の実施体制

ア 請負者は、業務時間において、本仕様書で規定する防除業務を確実に実施できる体制を確保するものとする。

イ 勤務体制

勤務日は毎日とする。

ウ 業務時間

現場責任者の業務時間は、午前6時30分から午後8時30分までとする。

このうち、午前11時00分から午前11時45分、午後5時00分から午後5時45分を休憩時間とする。但し、実弾防除を実施しない期間（12月1日から翌年2月28日）は勤務時間を午前7時00分から午後8時30分までとし、午前11時00分から午前11時45分、午後5時00分から午後5時45分を休憩時間とする。

防除作業員の勤務時間は午前6時30分から午前10時30分までとする。但し、実弾防除を実施しない期間（12月1日から翌年2月28日）については勤務時間を午前7時00分から午前10時30分までとする。

なお、休憩を取る際は監督職員に報告し、休憩場所は所長の指定する場所に限り、業務に支障を与えないように留意すること。

エ 業務体制

銃の使用を含む業務は1班2名体制とする。そのうち1名を現場責任者と定めて配置し、業務全般の管理監督を行うものとする。また、もう1名については猟銃所持許可、猟銃用火薬類等譲受許可、鳥獣捕獲許可、猟銃免許を保持していること。

(4) 労務管理

請負者は、的確に業務が遂行されるよう、労働基準法に従って労務の管理を行うものとする。

(5) 作業員等の心身の健康状態の把握

請負者は、労働安全衛生法に定められる作業員等の健康管理に加え、銃器を使

用した作業安全のために必要な措置及び日常から作業員等の心身の健康状態を把握する措置を講じること。心身の異常が認められた場合は、当該作業員を業務に従事させない等必要な措置を講じるとともに、それを解除する場合には、必要な検査及び十分な期間の観察を行った後、慎重に安全を確認した上で解除すること。

(6) 緊急時の体制

請負者は、防除業務に起因した以下の事態が発生した場合の体制を定め、連絡体制等を整えること。

ア 防除業務の不備に起因した航空機の運航に影響を及ぼす事態

イ 人の死傷、物件の損傷、火災の発生等

ウ 鉄砲刀剣類所持等取締法第23条の2の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態

エ 火薬類取締法第46条第1項の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態

(7) 業務引継

請負者は、防除業務を複数の作業員等で実施する場合、その交代に際し、適切に引き継ぎが実施できる体制を確保すること。

4 研修・訓練

請負者は、本仕様書に定める業務を遂行するため、適時、適切な研修・訓練を行うものとする。

5 報告等について

(1) 防除業務実施計画の作成及び提出

請負者は、業務開始に際し速やかに本業務の詳細について監督職員と打合わせを行い、その打合わせ結果に基づき、次の事項を含む防除業務実施計画を作成し、監督職員に提出し、承認を得るものとする。

ア 防除業務実施体制（作業員名簿、専門能力及び資格を有することを示す書類及び下記（ア）、（イ）に示す履修証明書を含む）

（ア） 専門能力についての研修内容

請負者は従事予定の作業員等に対し、専門能力を取得させ、その能力を維持向上させるため、請負者と発注者が協議のうえ、適切な研修を実施すること。

（イ） 専門能力の確認

① 請負者は研修・訓練の項目、実施日時等及び研修成果の確認結果を記載した履修証明書を作成すること。

② 請負者は5.（1）に示す監督職員への防除業務実施計画の提出の際に上記①の履修証明書を添付すること。

イ 防除業務実施要領

ウ 連絡体制表（緊急時の対応も含む）

- エ 勤務体制表
- オ その他必要な事項

(2) 防除業務実施計画の変更

請負者は、防除業務実施計画の変更の必要があると判断した場合は、監督職員の承認を得て、防除業務実施計画を変更することができる。また、監督職員は、必要に応じて請負者に防除業務実施計画の変更を求めることができる。

(3) 業務報告書の作成及び提出

請負者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（様式1）、勤務体制表及び勤務実績表を作成し、監督職員に提出すること。

ア 請負者は、業務日報（観察記録を含む。）を毎日、業務終了後に作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、観察記録については、監督職員の求めに応じ、適宜提出すること。

イ 請負者は、毎月指定する日までに翌月の勤務体制表を監督職員に提出し、承認を得るものとする。

ウ 請負者は、勤務実績表及び業務月報を月単位に取りまとめ、支払い請求時に監督職員に提出するものとする。

6 経費の負担区分

(1) 防除機器等

防除業務に必要な銃、実包等の材料、銃等の保管管理に必要な物品及び事務用品等その他必要とされる物品等は、請負者が準備すること。その他、防除機器は発注者が準備することとする。

(2) 運航情報官又は航空管制官及び管理事務所との連絡用無線機、携帯電話については、発注者が請負者に貸与する。

(3) 車両

防除業務に必要な車両（車両用燃料を含む）は、発注者が請負者に無償で貸与する。貸与した車両は空港制限区域内で使用するため、防除業務開始前に車両点検を行うこと。なお、車両の給油は、危険物取扱者の管理事務所職員が立ち会いのもと行わなければならない。

ア 防除業務に使用する車両について

車 輛 名：ニッサン ADバン 島根400 セ1658

排 気 量：1,49L

エンジン：DBF-VY12型

燃 料：ガソリン

イ 防除業務車は、出雲空港管理事務所保管するものとする。

ウ 受注者が任意保険に加入する車輛については、重複して県集中管理による県職員限定の任意保険を掛けない為、受注者は自社防除業務員限定の条件を付することなく、発注者職員が運転を行う際にも補償対象となる条件で任意保険に加入すること。

エ 受注者は、委託契約締結後、速やかに発注者から貸与を受けた車輛について、受注者の負担において次の各号に掲げる内容の自動車損害賠償保険（任意保険）に加入し、当該保険証明書の写しを発注者に提出するものとする。

- ① 対人賠償 : 1名につき無制限、示談交渉サービスあり
- ② 対物賠償 : 無制限（免責ゼロ）、示談交渉サービスあり
- ③ 搭乗者賠償 : 1名につき500万円
- ④ 車両保険 : 残存価値（免責ゼロ）
- ⑤ 年齢条件 : 全年齢担保

オ 受注者の責任による車輛の破損・故障の場合の修理は、受注者の負担としその他の修理・整備については監督職員と協議するものとする。

(4) 業務従事者控室

控室については監督職員の指定する場所とし、これを無償で貸与する。ただし、防除業務以外の用に供してはならない。控室の光熱水道費については、発注者負担とする。

7 監督及び検査

監督職員及び検査職員は本仕様書に基づき、適時監督及び検査を実施する。

(1) 業務日報（様式1）及び有害鳥類防除等出動状況票（様式2）については業務終了後提出するものとする。

(2) 勤務体制表及び勤務実績表については月単位で提出するものとする。

出雲空港有害鳥類防除等業務作業日報

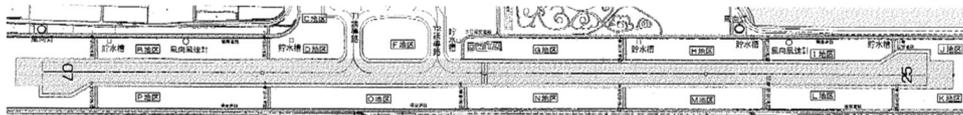
様式1

| 所長 | | 業務課長 | | 管理係長 | | 主任 | | 係員 | | 従事年月日 | | 令和 年 月 日 () 天候 | | 走行距離 | |
|-----------|------|------|------|------|----|------|--|----|--|-------|--|-----------------|--|------|--|
| | | | | | | | | | | 従事者氏名 | | | | | |
| 時刻 時 分 | 実施場所 | 作業内容 | 使用数量 | | | 特記事項 | | | | | | | | | |
| | | | 空砲 | 実包 | 煙火 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

※1 防除業務を行った際は、様式2の「有害鳥類防除等出動状況票」に詳細を記録するものとする。

有害鳥類防除等出動状況票

様式2



| 日付 | 実施時刻 | | 天候 | 気温 | 出動場所(区域) | | | 威嚇数 | | | | | 特記事項 | |
|----|------|----|----|----|----------|----|----|-----|-----|----|----|----|------|-----|
| | 開始 | 終了 | | | 25 | 中央 | 07 | トビ | カラス | サギ | カモ | 小鳥 | | その他 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

※1 特記事項欄には、威嚇を行った地区名等を詳細に記載すること。
 ※2 羽数が複数の場合は、大よその数を記入すること。